

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第2区分

【発行日】平成23年12月15日(2011.12.15)

【公表番号】特表2011-520612(P2011-520612A)

【公表日】平成23年7月21日(2011.7.21)

【年通号数】公開・登録公報2011-029

【出願番号】特願2011-504576(P2011-504576)

【国際特許分類】

B 2 3 K 20/10 (2006.01)

B 2 9 C 65/08 (2006.01)

【F I】

B 2 3 K 20/10

B 2 9 C 65/08

【手続補正書】

【提出日】平成23年10月27日(2011.10.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

それぞれの軸(X12、X14)のまわりに回転可能な逆回転要素(12、14)のための支持装置(10)であって、

前記それぞれの軸(X12、X14)のまわりに回転可能な逆回転要素(12、14)の一方(12)及び他方(14)を支持する第1の支持ブロック(22)及び第2の支持ブロック(24)と、

前記第1の支持ブロック(22)と前記第2の支持ブロック(24)との間にブリッジのように延びるとともにアクチュエータ(32)により前記逆回転要素(12、14)の前記回転軸(X12、X14)の間の距離の変化を可能にする少なくとも1つの接続プレート(26)と、を含む支持装置において、

前記ブロック(22、24)は、弾性的に再び閉じることができるジョーのような形態にある前記少なくとも1つのプレート(26)によって接続され、

前記アクチュエータ(32)は、前記少なくとも1つのプレート(26)の可撓性のために前記回転軸(X12、X14)の間の距離を変更するように前記第1の支持ブロック(22)及び前記第2の支持ブロック(24)に作用することができる、

ことを特徴とする支持装置。

【請求項2】

前記少なくとも1つのプレート(26)及び前記アクチュエータ(32)は、前記回転軸(X12、X14)を通る平面について反対側に配置される、

ことを特徴とする請求項1に記載の支持装置。

【請求項3】

前記アクチュエータ(32)は、流体アクチュエータである、
ことを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の支持装置。

【請求項4】

前記アクチュエータ(30)は、圧力下の流体が供給されるとき拡張し、軸方向に収縮する膨張可能なチャンバ(326)を含む、

ことを特徴とする請求項3に記載の支持装置。

【請求項 5】

前記少なくとも1つのプレート(26)は、前記第1の支持ブロック(22)と前記第2の支持ブロック(24)との間に置かれた位置において減じられた区分(260)である可撓性を有する部分を有する、

ことを特徴とする請求項1から請求項4の何れか1項に記載の支持装置。

【請求項 6】

前記少なくとも1つのプレート(26)は、前記第1の支持ブロック(22)と前記第2の支持ブロック(24)にねじ(28)によって固定される、

ことを特徴とする請求項1から請求項5の何れか1項に記載の支持装置。

【請求項 7】

センタリング本体(29)は、前記プレート(26)と前記第1の支持ブロック(22)及び前記第2の支持ブロック(24)との間に置かれる、

ことを特徴とする請求項1から請求項6の何れか1項に記載の支持装置。

【請求項 8】

前記少なくとも1つのプレート(26)が変形されていない状態にあるとき、前記逆回転要素(12、14)は、離れて配置される、

ことを特徴とする請求項1から請求項7の何れか1項に記載の支持装置。

【請求項 9】

前記アクチュエータ(32)は、前記アクチュエータ(32)に、前記逆回転要素(12、14)を接触させる位置まで前記少なくとも1つのプレート(26)の曲げを作り出す作動強度レベルを適用する調節装置(328)と関連している、

ことを特徴とする請求項1から請求項4の何れか1項と組み合わせられる請求項8に記載の支持装置。

【請求項 10】

前記アクチュエータ(32)は、前記アクチュエータ(32)に、好ましくは調節可能である所定の力で前記逆回転要素(12、14)を互いに対し押圧するような作動強度レベルを適用する調節装置(328)と関連している、

ことを特徴とする請求項1から請求項9の何れか1項に記載の支持装置。

【請求項 11】

前記逆回転要素(12、14)は、共に対になった歯車(16、18)である、

ことを特徴とする請求項1から請求項10の何れか1項に記載の支持装置。

【請求項 12】

前記逆回転要素の一方(12)が駆動され、前記歯車対(16、18)を用いた回転において前記逆回転要素の他方(14)を引っ張る、

ことを特徴とする請求項11に記載の支持装置。

【請求項 13】

前記逆回転要素(12、14)は、超音波溶接システムのアンビル及び超音波ホーンである、

ことを特徴とする請求項1から請求項12の何れか1項に記載の支持装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

そのような目的は、種々の種類の移動手段(マイクロメータねじ、流体アクチュエータなど)の作用を通じてそれぞれのガイド上においてすぐ近くに又は互いからさらに離れて滑動し得るそれぞれの支持ブロックを備えた、広範囲に及ぶ解決法への手段をとることによって追求することができる。逆回転要素が超音波溶接装置の一部を構成し得ることも周知である(例えば、イタリア特許第1160245号公報又は米国特許第6574944

号公報参照）。さらに具体的に言えば、本発明は、例えば欧州特許出願公開第0705657号から周知である請求項1の前提部に記載される支持装置に関する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

本明細書を通じて「1つの実施形態」又は「一実施形態」への言及は、実施形態に関連して記載される特定の特徴、構造又は特性が少なくとも1つの実施形態に含まれることを意味する。従って、本明細書を通じて恐らく種々の場所に存在する「1つの実施形態では」又は「一実施形態では」などのフレーズの出現は、必ずしも同じ実施形態に言及するものではない。さらに、特定の特徴、構造又は特性は、添付される特許請求の範囲に規定されるように、1つ若しくは複数の実施形態において好適な方法で組み合せられ得る。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】削除

【補正の内容】